


足立区耐震改修促進計画
【令和3年度～令和7年度】

令和3年 月

 足立区都市建設部建築安全課

目 次

第1章 計画策定の背景など	1
1 本計画の背景と目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	3
4 計画の進行管理	3
5 対象区域および対象建築物	4
第2章 耐震化の現状	5
1 住宅	5
2 特定緊急輸送道路沿道建築物	7
3 ブロック塀等	9
4 その他の建築物	11
第3章 課題	17
1 現状における耐震化の課題	18
第4章 耐震化に向けた方針	21
1 目指すべき姿	21
2 基本目標	21
第5章 目標と施策	24
1 住宅に関する耐震化の目標と施策	24
2 特定緊急輸送道路沿道建築物に関する耐震化の目標と施策	27
3 ブロック塀等に関する安全対策の目標と施策	29
第6章 関係団体等との連携	31
1 関係団体等との連携	31
用語解説	32
参考資料	34

◆ 本計画の構成

本計画の構成は以下のとおりである。

第1章

計画策定の背景など

○本計画を策定する背景や目的、計画の位置付け、計画の期間、計画で扱う建築物について示す。

第2章

耐震化の現状

○現在の建築物（住宅、特定緊急輸送道路沿道建築物、ブロック塀等）の耐震化の状況を示す。

第3章

課題

○耐震化の現状から、今後の耐震化の促進に向けた課題を示す。

第4章

耐震化に向けた方針

○今後、耐震化の促進を図っていくに当たっての基本的な方針を示す。

第5章

目標と施策

○計画の目標年次において目指すべき耐震化率等を整理する。
○住宅、特定緊急輸送道路沿道建築物、ブロック塀等それぞれの耐震化の目標の実現に向けて、区が取り組むべき施策を示す。

第6章

関係団体等との連携

○関係団体等との連携の考え方を示す。

第1章 計画策定の背景など

1 本計画の背景と目的

(1) 全国における震災対策の背景

- ア 平成23年3月に甚大な被害をもたらした東日本大震災が発生した。
- イ 平成25年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）」が改正され、すべての既存耐震不適格建築物^{*1}が指導、助言の対象となった。
- ウ 平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震により、ブロック塀の倒壊によって人命が失われる被害が生じ、これを踏まえて同年11月に「耐震改修促進法施行令」の一部が改正され、通行障害建築物^{*2}に「建物に附属する一定の高さ・長さを有するブロック塀等」が追加された。

(2) 東京都における計画策定・改定の背景

- ア 平成19年3月に『東京都耐震改修促進計画（以下、「都促進計画」という。）』が策定され、概ね3年毎に検証・改定を行っている。
- イ 平成24年の「首都圏直下地震等による東京の被害想定」では、特に東京湾北部地震において従来よりもさらに深刻な被害想定が示された。
- ウ 平成26年4月の改定では、緊急輸送道路沿道建築物における耐震診断の義務付け、木造密集市街地における「木密地域不燃化10年プロジェクト」の推進、「耐震マーク表示制度」等による耐震化の促進を図ることとされた。
- エ 令和2年3月に特定緊急輸送道路沿道建築物・組積造の塀に関する計画について一部が改定され、令和3年3月にその他が改定された。

(3) 足立区における計画策定・改定の背景

- ア 平成20年3月に建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図るため『足立区耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）』を策定した。
- イ 平成27年9月に東日本大震災等の大規模地震等から得た教訓、各種提言等から、要配慮者（女性や高齢者、子供、障がい者、LGBT等）の視点に立った内容を盛り込み、「早期復興、死者ゼロ」を目標に取り組みを進め、本計画の改定を行った。
- ウ 平成30年3月に東京都が公表した「地震に関する地域危険度測定調査（第8回）」では、足立区南部に存在する密集市街地を中心に「建物倒壊危険度」「火災危険度」「総合危険度」の各項目において危険度が高いという結果となっている。

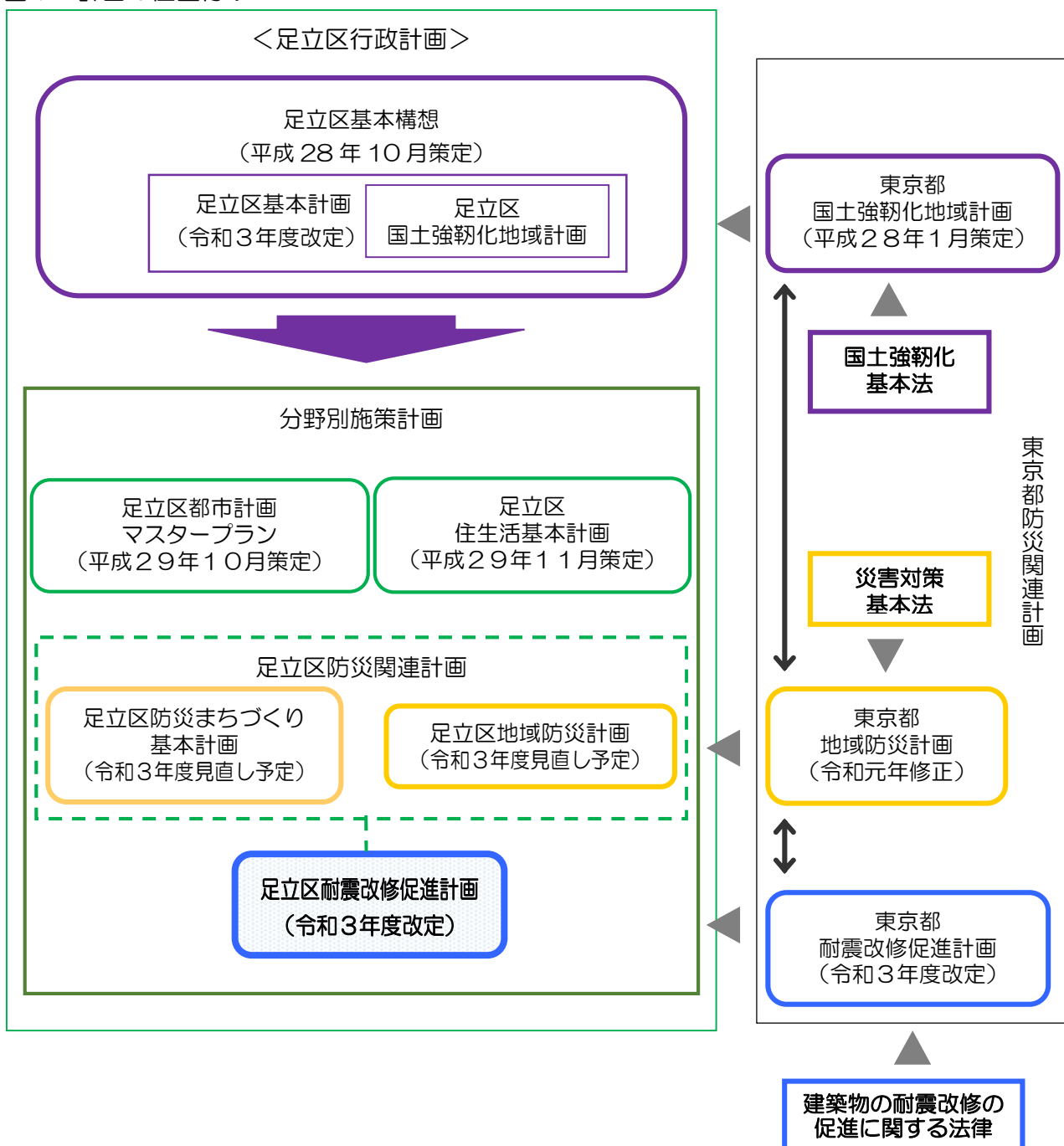
以上の背景を踏まえ、震災等による被害を減少させ、区民の生命と財産を保護するとともに、災害につよいまちづくりを推進していくため、本計画を改定し、より効果的な施策を進めていく。

2 計画の位置付け

本計画は、「耐震改修促進法」第6条第1項の規定および都促進計画における区市町村耐震改修促進計画策定方針に基づくものであり、「足立区地域防災計画」及び「足立区防災まちづくり基本計画」と相互連携して策定するものである。

なお、本計画は足立区基本計画等の区の計画に基づくとともに、足立区都市計画マスタープランおよび足立区住生活基本計画等の分野別施策計画との整合を図りながら定めていく（図1）。

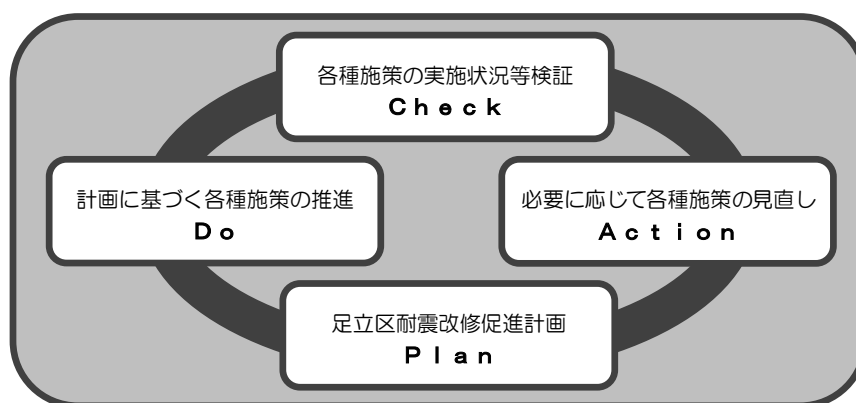
図1 計画の位置付け



3 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とし、社会経済状況の変化や計画の実施状況等への対応および区の関連計画、国や都の動向との整合を図るため、必要に応じて改定を行う。

4 計画の進行管理



(1) 計画の進行管理の基本的な方針

- ア 本計画の目的、内容をすべての関係者が共有し、耐震診断や耐震改修の実施に向けて、計画的かつ継続的に相互連携・協力して取り組む。
- イ 本計画の計画終了後である、令和8年度以降は、社会経済情勢の変化や耐震化の進捗状況を踏まえ、新たな耐震化率の目標設定や指標の見直しを行うが、細かな内容改定については必要性を検討していく。

(2) 足立区耐震改修促進計画推進会議（仮称）の設置

- ア 区は本計画の耐震施策を実行するために工事施工者や区民、建物所有者などと目標を共有し、連携していく必要がある。そこで、各事業の進捗状況の確認、評価のため「足立区耐震改修促進計画推進会議（仮称）」を、令和5年度末に公表される住宅土地統計調査を受けて、令和6年度に設置する。
- イ 構成員は、区の関係部署や耐震診断士、耐震改修施工者、設計協会などの専門家を基本とする。

(3) 具体的な進め方

- ア 足立区では本計画を総合的に推進するために、本計画の策定（Plan）⇒目標達成のために設定した施策を推進（Do）⇒足立区耐震改修促進計画推進会議（仮称）による施策の実施状況や問題の確認、評価（Check）⇒実施した評価結果により施策を改善（Action）する、というPDCAサイクルに則って進行管理を行う。
- イ 令和7年度末の目標達成に向けて、区内の住宅・建築物の耐震診断や耐震改修の実施状況を、最終年度に足立区耐震改修促進計画推進会議（仮称）に報告し、確認する。

5 対象区域および対象建築物

本計画の対象区域は足立区全域とする。

対象とする建築物は、原則として建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）より前の耐震基準により建築された建築物のうち、次に示すものとする。

表 1 対象建築物

種 類		内 容
住宅		○戸建住宅、共同住宅（建築基準法に規定する共同住宅、寄宿舍、下宿その他これらに類するもの）
特定緊急輸送道路 ^{※3} 沿道建築物		○特定緊急輸送道路沿道の建築物
ブロック塀等		○れんが造、石造、コンクリートブロック造、その他の組積造並びにこれらに類する構造の塀
その他の建築物	特定建築物 ^{※4}	○耐震改修促進法第 14 条に定める特定既存耐震不適格建築物 ^{※5} のうち、民間が所有する建築物（要緊急安全確認大規模建築物 ^{※6} など） ○耐震改修促進法第 14 条に定める特定既存耐震不適格建築物のうち、区が所有する建築物
	公共住宅	○公営住宅（区営住宅、シルバーピア、コミュニティ住宅） ○その他の公営住宅（都市再生機構住宅、東京都住宅供給公社による住宅）
	区立建築物	○防災対策上特に重要な建築物 （足立区災害対策条例第 15 条に定める重要建築物 ^{※7} など）
	一般緊急輸送道路 ^{※8} 沿道建築物	○一般緊急輸送道路沿道の建築物

第2章 耐震化の現状

1 住宅

平成30年住宅・土地統計調査に基づく推計

- 住宅土地統計調査に基づく推計では、平成30年時点の結果を踏まえ、令和元年度末時点において住宅は約91.4%が耐震性を満たしているが見込まれる。

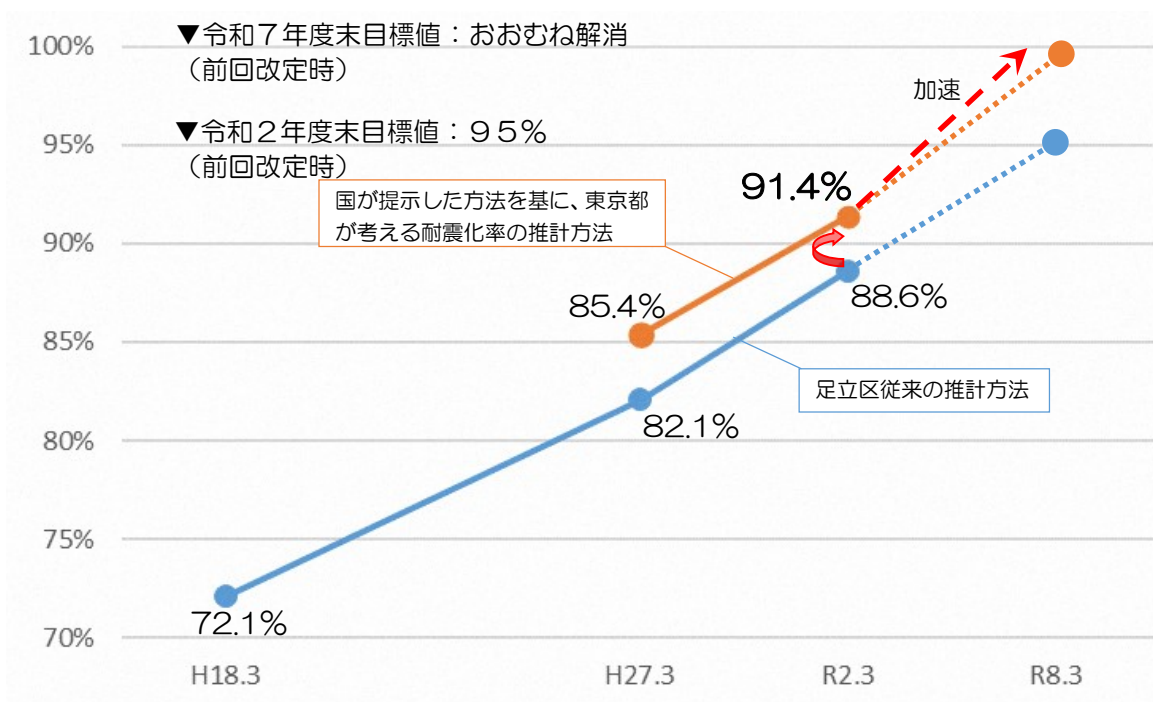
東京都と同様の推計方法（令和2年5月末に国が提示した方法を基に、東京都が改めた推計方法）から耐震化率を算出すると、平成30年時点での区内の推計住宅総戸数は約31万6千戸であり、総戸数の約9割にあたる約27万8千戸の住宅は耐震性を満たしていると想定される。

都促進計画では、平成30年時点の推計結果から、各年に一定の改修や新築、解体等による住宅戸数の増減があることを踏まえ、それを反映させた推計を行っている。

これに順じ、足立区における令和元年度末時点の住宅の耐震化率を推計すると、総戸数の91.4%が耐震性を満たし、今後対応が必要となる住宅は約2万7千戸（8.6%）となる。

また、平成28年の熊本地震では、地震動が大きく建築物の被害が著しい地域において、旧耐震基準だけではなく2000年基準導入前に建てられた新耐震基準の木造建築物の一部において被害が見られた。このため、足立区においても、これらの建築物の耐震化を着実に図っていく必要がある。なお、2000年基準の耐震化率は、木造戸建住宅では79.0%、木造共同住宅では82.9%が耐震性を満たしていると想定される。

図2 住宅の耐震化率の算定方法



第2章 耐震化の現状

1 住宅

表2 区内の住宅の耐震化の現状（令和元年度末の推計）【新耐震基準】（単位：戸、％）

住宅		総数 A	昭和56年 以降の 住宅 B	昭和55年以前の住宅		耐震性 あり E=B+C	耐震化率 (%) E/A
				耐震性あり (推定) C	耐震性なし (推定) D		
種別	構造						
戸建 住宅	木造	85,692	64,598	9,671	11,423	74,269	86.6%
	非木造	10,439	8,495	1,513	431	10,008	95.8%
	小計	96,131	73,093	11,184	11,854	84,277	87.6%
共同 住宅	木造	28,293	23,252	2,033	3,008	25,285	89.3%
	非木造	189,066	151,681	25,539	11,846	177,220	93.7%
	小計	217,359	174,933	27,572	14,854	202,505	93.1%
合計		313,490	248,026	38,756	26,708	286,782	91.4%

※共同住宅には、公共住宅および特定建築物である賃貸共同住宅を含む。

図3 令和元年度末における区内の住宅の耐震化の現状（総住宅戸数 313,490 戸）

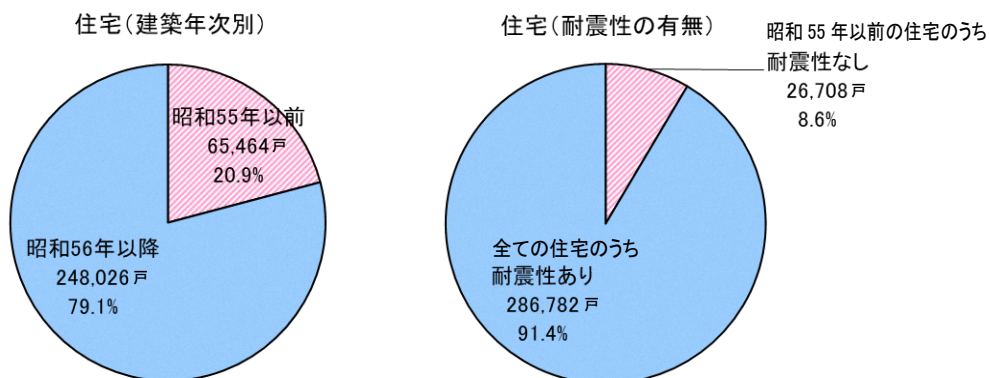


表3 区内の住宅の耐震化の推移（平成19年度末⇒令和元年度末の推計）（単位：戸、％）

住宅	総数 A	昭和56年 以降の 住宅 B	昭和55年以前の住宅		耐震性 あり E=B+C	耐震化率 (%) E/A
			耐震性 あり (推定) C	耐震性 なし (推定) D		
平成19年度末	282,800	171,059	32,724	79,017	203,783	72.1%
平成26年度末	325,710	234,573	32,724	58,413	267,297	82.1%
令和元年度末	313,490	248,026	38,756	26,708	286,782	91.4%

表4 区内の住宅の耐震化の現状（令和元年度末の推計）【2000年基準】（単位：戸、％）

住宅		昭和55年 以前の 住宅	昭和56～ 平成12年 の住宅	平成13年 以降の住宅	住宅数	耐震性 あり	耐震化率 (%)
種別	構造	A	B	C	A+B+C=D	E	E/D
戸建 住宅	木造	21,094	26,092	38,506	85,692	67,704	79.0%
	非木造	1,944		8,495	10,439	10,008	95.8%
	小計	23,038	26,092	47,001	96,131	77,712	80.8%
共同 住宅	木造	5,041	9,365	13,887	28,293	23,468	82.9%
	非木造	37,385		151,681	189,066	177,220	93.7%
	小計	42,426	9,365	165,568	217,359	200,688	92.3%
合計		65,464	35,457	212,569	313,490	278,400	88.8%

※共同住宅には、公共住宅および特定建築物である賃貸共同住宅を含む。

第2章 耐震化の現状

2 特定緊急輸送道路沿道建築物

2 特定緊急輸送道路*³沿道建築物

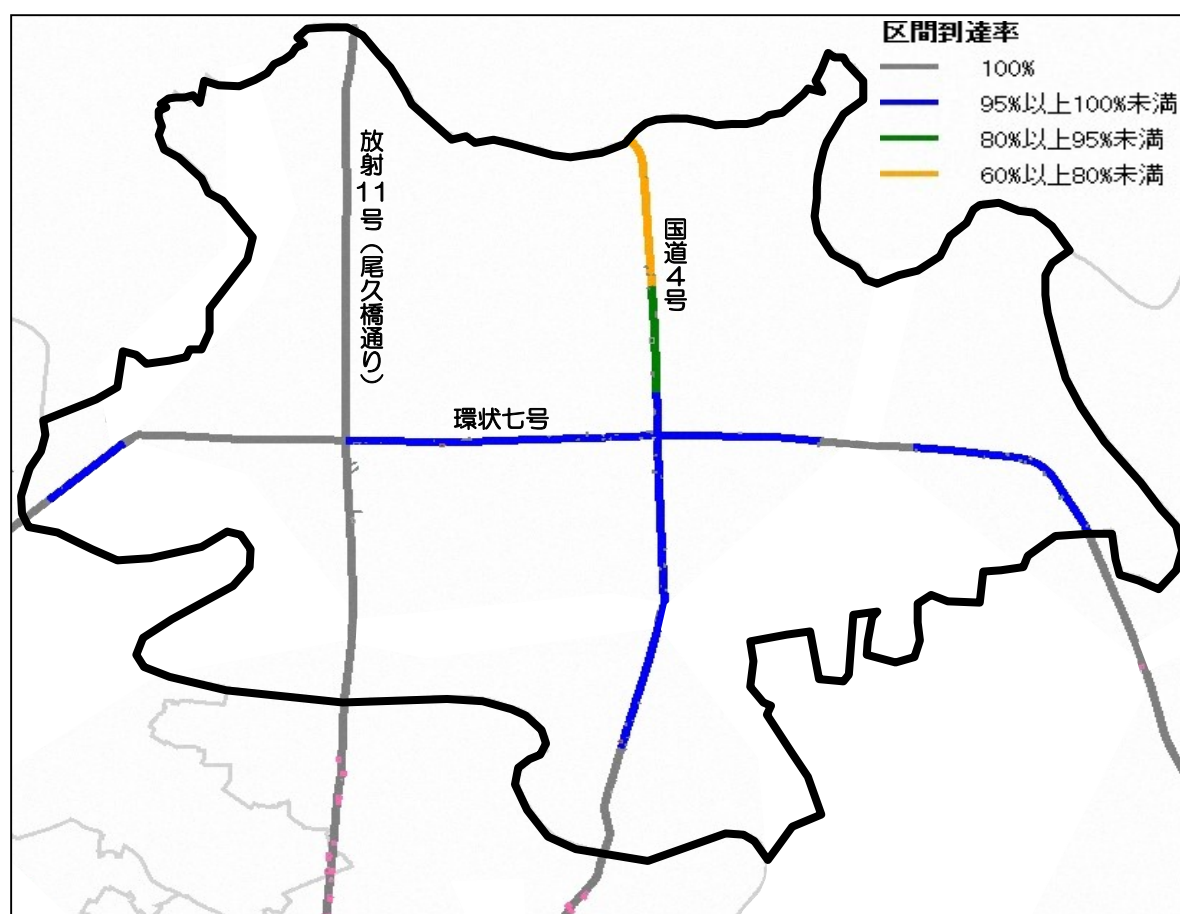
- 区内に存する地震発生時に閉塞を防ぐべき道路における沿道建築物については、特定緊急輸送道路では総合到達率*⁹98.1%、区間到達率*¹⁰が728区間で95%未満となっている。耐震化率については50.77%と見込まれる。

これまでの計画では耐震化率を指標としてきたが、今回の改定に合わせて、都促進計画と同様に区間到達率（都県境入口からある区間に到達できる確率）、総合到達率（区間到達率の平均値）という新しい指標により、耐震化の評価、検証を行う。なお、各到達率の詳細な説明は次頁に記載している。

特定緊急輸送道路沿道での診断が義務化されている対象建築物は65棟あり、除却済みである8棟以外の57棟は診断実施済みとなっている。診断の結果を踏まえ、25棟は耐震性の確保が図られており、除却により地震発生時に道路を閉塞する危険性が無い8棟を加えた33棟が改善されたため、耐震化率は50.77%となる。

また、都促進計画に基づき「特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化と道路機能確保に係るシミュレーション」から算出される総合到達率は98.1%、区間到達率は95%未満である区間が2,308区間のうち728区間となっている。

図4 区内の特定緊急輸送道路の区間到達率



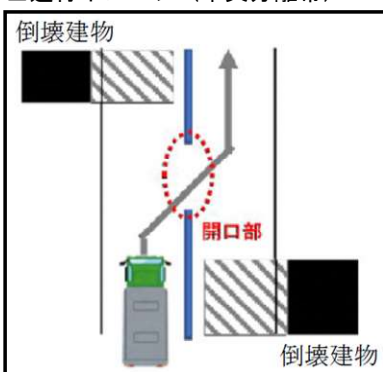
※特定緊急輸送道路である高速道路は図示していない（区内沿道に対象物件がないため）
※東京都緊急輸送道路ネットワーク計画をもとに作成

到達率とは車両等（避難や救急・消火活動、緊急支援物資の輸送用等）が、交差点や中央分離帯などで区切られた任意の区間に到達出来るか否かを示す指標である。区間到達率、総合到達率についての詳細を下記に示す。

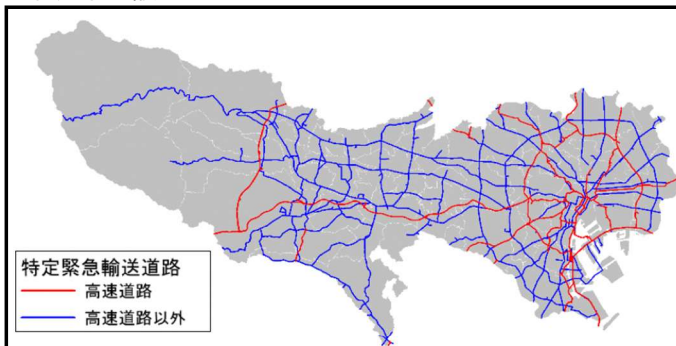
《 区間到達率とは 》

- ・ 特定緊急輸送道路における一定区間（交差点や中央分離帯の開口部によって道路を区分）ごとの通行機能を評価する指標。

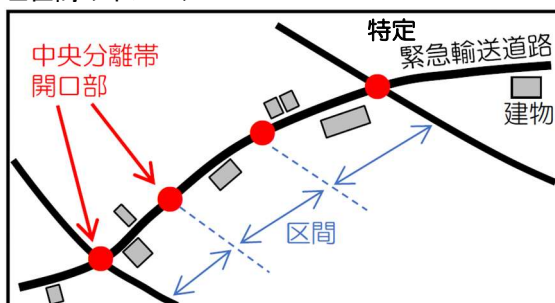
■ 通行イメージ（中央分離帯）



■ 特定緊急輸送道路

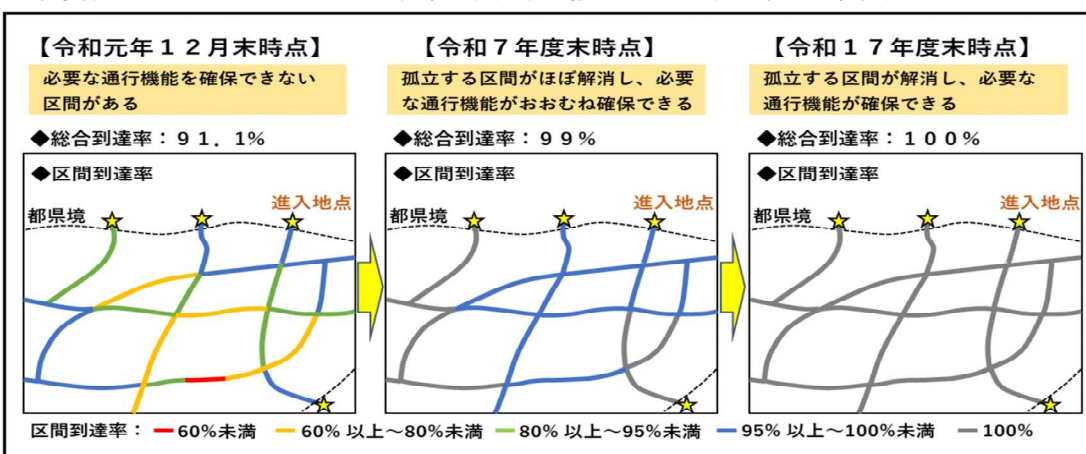


■ 区間のイメージ



- ・ 都全域で震度6強の地震が発生した場合に、特定緊急輸送道路が都県境とクロスする地点（全51地点）から、特定緊急輸送道路のみを通して当該区間に到達出来るか否かを10,000回シミュレーションし、過半（26以上）の地点から到達できる確率を算出したもの（都のデータより）。

■ 東京都全域でのシミュレーション結果と特定緊急輸送道路沿道建築物の目標設定イメージ



《 総合到達率とは 》

- ・ 特定緊急輸送道路全体の通行機能を評価する指標。
- ・ 区間到達率を道路全体で加重平均し、算出したもので表される。

$$\text{総合到達率} = \frac{\text{A区間の区間到達率} \times \text{A区間の道路延長} + \text{B区間の区間到達率} \times \text{B区間の道路延長} + \text{C区間の区間到達率} \times \text{C区間の道路延長} + \dots}{\text{全道路延長}}$$

3 ブロック塀等

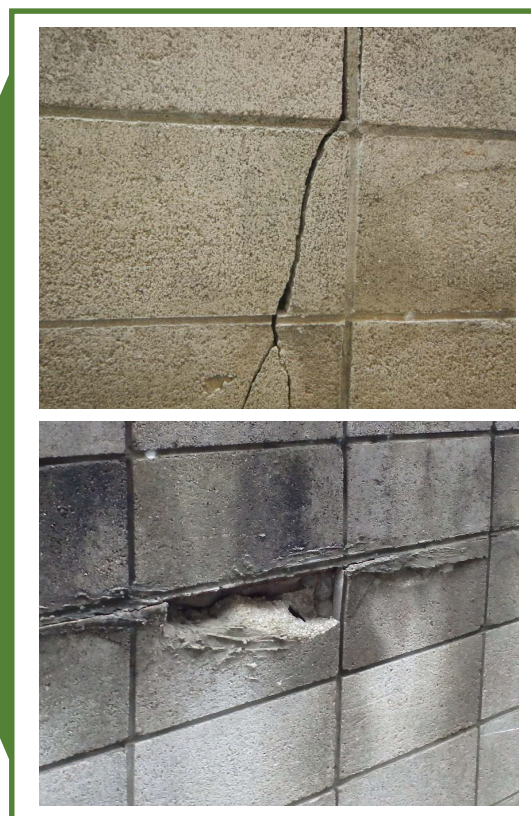
- 大阪府北部を震源とする地震をうけて平成 30 年よりアドバイザー派遣制度、ブロック塀等カット工事助成制度を創設し、危険なブロック塀等の除却、建替え等を進めている。

(1) 全国・東京都等の現状・背景

- ア 昭和 53 年 6 月の宮城県沖地震（マグニチュード 7.4）では、27 名の死者のうち、16 名はブロック塀の倒壊が原因によるものであり、ブロック塀などの石積みの塀が倒壊した際の危険性が問題となった。
- イ 「首都直下地震による東京の被害想定」によれば、東京湾北部地震が発生した際には、ブロック塀の倒壊を原因とし、区内で数名が死亡し、100 名程度が重軽傷となるなどの被害が想定されている。
- ウ 平成 30 年 6 月の大阪府北部を震源とする地震（マグニチュード 6.1）によるブロック塀の倒壊により人命が失われる被害が生じ再問題視され、耐震改修促進法施行令が一部改正された。
- エ 平成 31 年 1 月の耐震改修促進法施行令等の改正により、建物に附属するブロック塀等が通行障害建築物に追加され、地域の実情に応じて、対象となる塀の長さや高さの下限値を定められることとなった。
- オ 都では、特定緊急輸送道路に面するブロック塀等のうち、一定規模を超えるものについて、期限を設けて耐震診断の実施を義務付けている。



一般的なブロック塀



危険なひび割れ、かけ

(2) 足立区の現状

足立区では大阪府北部を震源とする地震をうけて、平成30年7月より危険なブロック塀等を調査する制度としてアドバイザー派遣制度を創設し、平成30年10月よりブロック塀等カット工事助成制度を新設した。また、平成31年1月から7月にかけて通学路沿いのブロック塀等の目視調査を実施すると共に、令和元年10月に助成金を拡充（通学路についてはさらに増額）した。

上記調査の結果、要詳細調査や経過観察と判定されたもののうち約3,900件について、所有者等へブロック塀等の倒壊防止に対する意識啓発を促すため、アドバイザー派遣及び各種助成制度の案内を令和元年10月より各戸に投函した。なお、約3,900件のうちアドバイザー派遣実施済となっているのは令和元年度末現在で約5%（180件）に留まっており、今後の計画的な取り組みが必要な状況となっている。

危険なブロック塀を0に!
大阪北部地震をきっかけに、足立区独自の2つの対策を新設

6月18日の大阪府北部を震源とする地震で、ブロック塀の倒壊による死亡事故が発生しました。大切な命を守るためにも3ステップで震災に備えましょう!

相談はコチラ! **問い合わせ先 建築審査課 構造係 ☎3880-5279**

Step 1 セルフチェック
まずは点検!

外観から以下の5項目をチェック!
チェックリストを使って自宅のブロック塀の危険度を調べよう!

- 塀の高さが地盤から2.2mを超える
- 塀の厚さが10cm未満である(塀の高さが2mを超える場合は厚さが15cm未満である)
- 塀の高さが1.2mを超える場合に、塀の長さ3.4m以下ごとに高さの5分の1以上突出した控え壁がない
- コンクリートの基礎がない
- 傾き・ひび割れなどがある

⇒ひとつでもチェックがつくと地震時に倒壊する恐れがあります! 専門家に相談!

Step 2 専門家による診断
プロに相談!

危険なブロック塀に専門家を派遣します!
建築物等耐震アドバイザー派遣制度

対象 区内の建築物や高さ1.2mを超えるブロック塀の所有者など **内容** 道路に面する塀の調査など **費用** 無料 **申し込み方法** 電話または窓口 **申込・問い合わせ先** 建築安全課 建築防災係 ☎3880-5317

Step 3 緑化や補強の助成金
2種類あり!

緑化して安心!
7月2日からフェンス緑化も助成対象に!

緑化工事助成

助成対象者 自宅などの敷地内で、道路に接する部分のブロック塀を撤去し、緑化(生け垣・植込地・フェンス緑化)を行う方 **助成額** 上限30万円
申し込み方法 窓口 ※撤去前に申し込みが必要
申込・問い合わせ先 みどり推進課 緑化推進係 ☎3880-5188

補強して安心!

ブロック塀倒壊防止工事助成

助成対象者 自宅などの敷地内で、道路に接する部分のブロック塀の倒壊防止工事を行う、次のいずれかに当てはまる世帯…60歳以上の方がいる/障がい者(基準あり)/住民税非課税 **助成額** 上限3万円
申し込み方法 電話または窓口 **申込・問い合わせ先** 建築安全課 建築防災係 ☎3880-5317

いずれも そのほか条件あり。くわしくは区のホームページをご覧ください。

ブロック塀関連制度の普及啓発事例（あだち広報より抜粋）

3 ブロック塀等

4 その他の建築物

(1) 特定建築物^{※4}

■ 区内に存する特定建築物（一定規模以上の病院、学校等であって、民間所有のもの、区立のものがある）については、約 89.7%が耐震性を満たしているが見込まれる。

区内に存する特定建築物は、令和2年6月時点で 1,990 棟、そのうち民間所有のものが 1,740 棟、区所有のものが 250 棟である。

このうち、新耐震基準^{※11}により建築されたものは 1,541 棟（約 77.4%）、旧耐震基準^{※12}により建築されたものは 449 棟となっており、特定建築物の耐震化率は約 89.7%で、内訳は以下のとおりである。

表4 特定建築物の耐震化の現状（基準日:令和2年6月）

特定建築物	昭和56年5月以前の建築物 (旧耐震基準)	昭和56年5月以降の建築物 (新耐震基準)	建築物 総数	耐震性を 満たす 建築物	耐震化率
種別	a	b	a+b=c	d	d/c
区立	173	77	250	249	99.6%
民間所有	276	1,464	1,740	1,537	88.3%
合計	449	1,541	1,990	1,786	89.7%

ア 民間特定建築物

■ 区内に存する民間所有の特定建築物（一定規模以上の病院、学校等）については、約 88.3%が耐震性を満たしているが見込まれる。

令和2年6月時点で 1,740 棟ある民間特定建築物のうち、新耐震基準により建築されたものは 1,464 棟、旧耐震基準により建築されたものは 276 棟である。旧耐震基準で建築された建築物のうち、耐震性が確認されたものが 73 棟であり、耐震性を満たす建築物は 1,537 棟となっている。現在の耐震化率は約 88.3%（前回計画策定時点から 1.9 ポイント上昇）。

また、要緊急安全確認大規模建築物（不特定多数の者が利用するホテル・旅館等）に該当する建築物は区内に3棟あり、1棟については耐震性が確認されている。

表5 民間特定建築物の耐震化の現状（基準日:令和2年6月）

（単位：棟、％）

用途	昭和56年6月以降の建築物		昭和56年5月以前の建築物		旧耐震(b)のうち耐震性が確認されたもの		建築物総数 d=a+b	耐震化率(%) (a+c)/d	
	a	計	b	計	c	計			
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	4	8	3	5	3	4	13	92.3% (85.7%)
	上記以外の学校	4		2		1			
病院等	病院、診療所	72	72	21	21	7	7	93	84.9% (80.2%)
社会福祉施設等	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	47	106	0	29	0	19	135	92.6% (83.7%)
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	25		3		2			
	幼稚園、保育所	34		26		17			
ホテル等	ホテル、旅館	19	19	5	5	0	0	24	79.2% (79.2%)
百貨店、店舗	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	48	48	8	8	2	2	56	89.3% (83.9%)

※ 耐震化率の上段太字は今回の数値、下段の()は前回調査平成26年時点の数値

第2章 耐震化の現状

4 その他の建築物

(前頁表5の続き)

(単位：棟、%)

用途	昭和56年6月以降の建築物		昭和56年5月以前の建築物		旧耐震(b)のうち耐震性が確認されたもの		建築物総数 d=a+b	耐震化率(%) (a+c)/d	
	a	計	b	計	c	計			
その他	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	10	356	4	124	2	20	480	78.3% (78.2%)
	劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂	7		1		0			
	事務所	272		71		14			
	博物館、美術館、図書館	1		0		0			
	遊技場	9		0		0			
	公衆浴場	1		1		0			
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	19		3		0			
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	0		11		2			
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)	17		30		2			
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	8		1		0			
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	11		1		0			
保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物	1	1	0						
賃貸共同住宅	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿	855	855	84	84	21	21	939	93.3% (91.9%)
合計		1,464		276		73		1,740	88.3% (86.4%)

※ 耐震化率の上段太字は今回の数値、下段の()は前回調査平成26年時点の数値

イ 区立特定建築物

- 区内に存する区立の特定建築物(一定規模以上の学校等)については、約99.6%が耐震性を満たしている。

令和2年6月現在で250棟ある区立特定建築物のうち、新耐震基準により建築されたものは77棟、旧耐震基準により建築されたものが173棟である。

旧耐震基準で建築された建築物のうち、耐震性を満たしていないものは1棟、耐震化率は99.6% (3.3ポイント上昇) となっている。

(2) 公共住宅

ア 公営住宅

- 区営住宅等においては、すべての建物が平成27年時点で耐震化率100%に達している。

表6 区営住宅等の耐震化の現状

区営住宅等	昭和56年5月以前の住宅 (旧耐震基準)	昭和56年5月以降の住宅 (新耐震基準)	住宅総数	耐震性を満たす住宅	耐震化率
種別	a	b	a+b=c	d	d/c
区営住宅	12	12	24	24	100%
シルバーピア	0	8	8	8	100%
コミュニティ住宅	0	7	7	7	100%
合計	12	27	39	39	100%

※令和2年6月現在の耐震化率(確定分)

都促進計画における、都営住宅等(都営住宅、地域特別賃貸住宅、特定公共賃貸住宅、福祉住宅等)の耐震化率は95.9%(令和2年3月末時点)であるが、残りの4.1%の建物の所在等は明示されていない。

イ その他の公営住宅

- 都市再生機構住宅では約94.9%、東京都住宅供給公社(以下、JKK)ではすべての建物が耐震性を満たしている。

都市再生機構住宅については、区内に234棟があり、新耐震基準および旧耐震基準で耐震性が確認されたものが222棟であり耐震化率は94.9%となっている(平成31年3月末現在 都市再生機構 公表データより)。

また、区内に存するJKK住宅はいずれも診断の結果耐震性を有するものと確認されており、耐震化率は100%となっている(令和2年6月現在「公社賃貸住宅耐震化整備プログラム」JKK東京)。

(3) 区立建築物

■ 区内に存する区立建築物については、約99.2%が耐震性を満たしていると見込まれる。

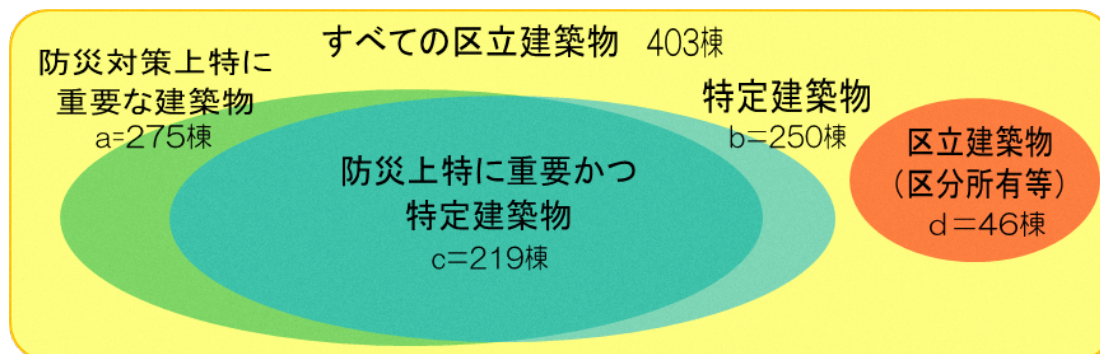
足立区内に存する区立建築物は403棟である。

なお、403棟の建築物のうち46棟は区が賃借している。賃借している46棟のうち耐震性が確保されていない1棟は令和3年度以降に解体予定である。耐震化率の算定にあたっては、区が建物所有権を有する357棟について行う。

前回調査時点では、10棟が耐震性のない旧耐震基準であり耐震化率は97.4%（対象棟数379棟）であったが、これまでに7棟が耐震性の確認済み、耐震改修または解体済みとなっており、耐震化率は99.2%となっている（1.8ポイント上昇）。

なお、耐震性の確保されていない足立清掃事務所伊興分室、花見橋水門管理所は令和3年度に解体、西部公園管理事務所は令和6年度末までに解体を予定している。

図6 区立建築物の位置づけの相関図



ア 防災対策上特に重要な建築物

■ 区内に存する防災対策上特に重要な建築物については、全て耐震性を満たしている。

震災時に情報伝達等の防災業務の中心となる拠点施設や被災者の一時受入施設などの防災対策上特に重要な建築物（施設）は、表10に示す275棟の施設であり、全てが耐震性を満たしている。

表7 足立区災害対策条例第15条に規定する防災対策上特に重要な建築物（施設）

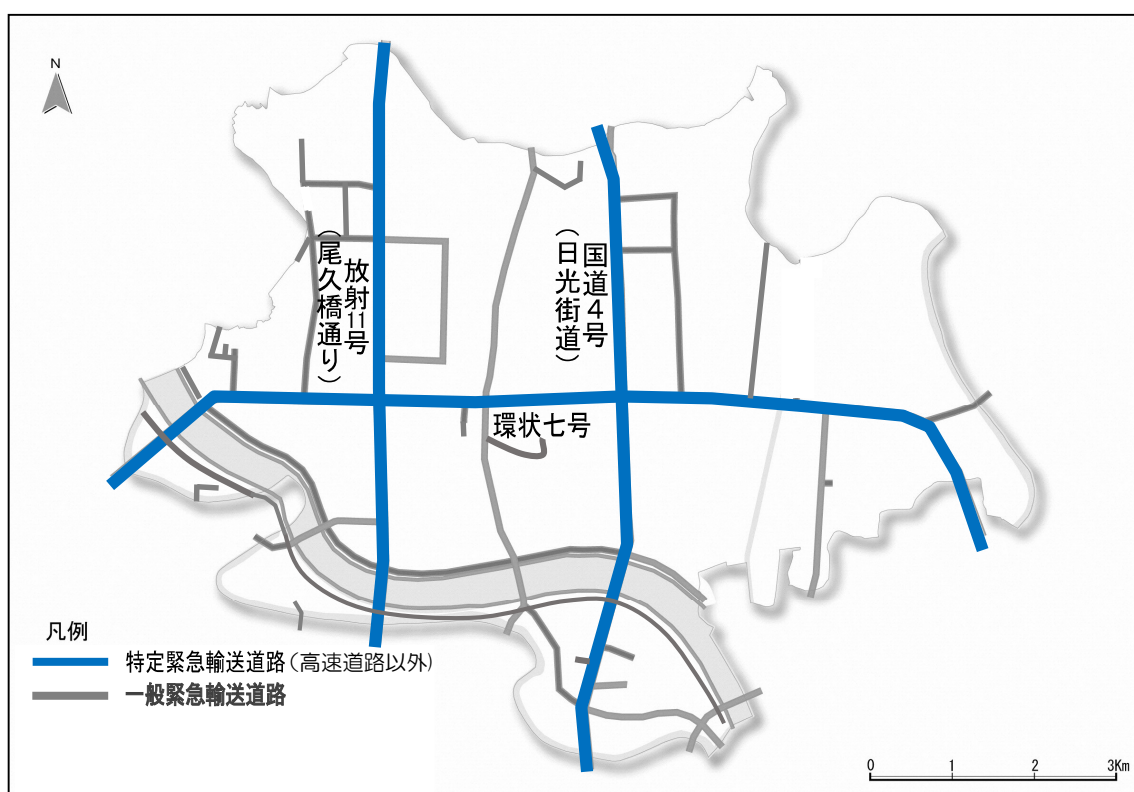
施設	本庁舎、区民事務所、福祉事務所、保健総合センター、清掃事務所、工事事務所、備蓄倉庫、学校、第二次避難所、住区センター、児童館、老人館、保育園、その他区長が指定する施設
----	---

(4) 一般緊急輸送道路沿道建築物

区では、都促進計画に記載された「地震発生時に閉塞を防ぐべき道路」のうち、特定緊急輸送道路以外のものを「一般緊急輸送道路」、その沿道の建築物を「一般緊急輸送道路沿道建築物」と位置づけている。

一般緊急輸送道路沿道建築物については建物所有者等へのダイレクトメールなどの働きかけを行ってきたが、耐震化状況の報告が義務付けられていないため、正確な耐震化率や建築物ごとの進捗状況を把握できていない。今後は、耐震診断や耐震改修等の実施状況の把握に努め、東京都と意見交換を行ないながら、耐震化施策の再構築をはかっていく。

図7 区内の緊急輸送道路ネットワーク（足立区内）



第3章 課題

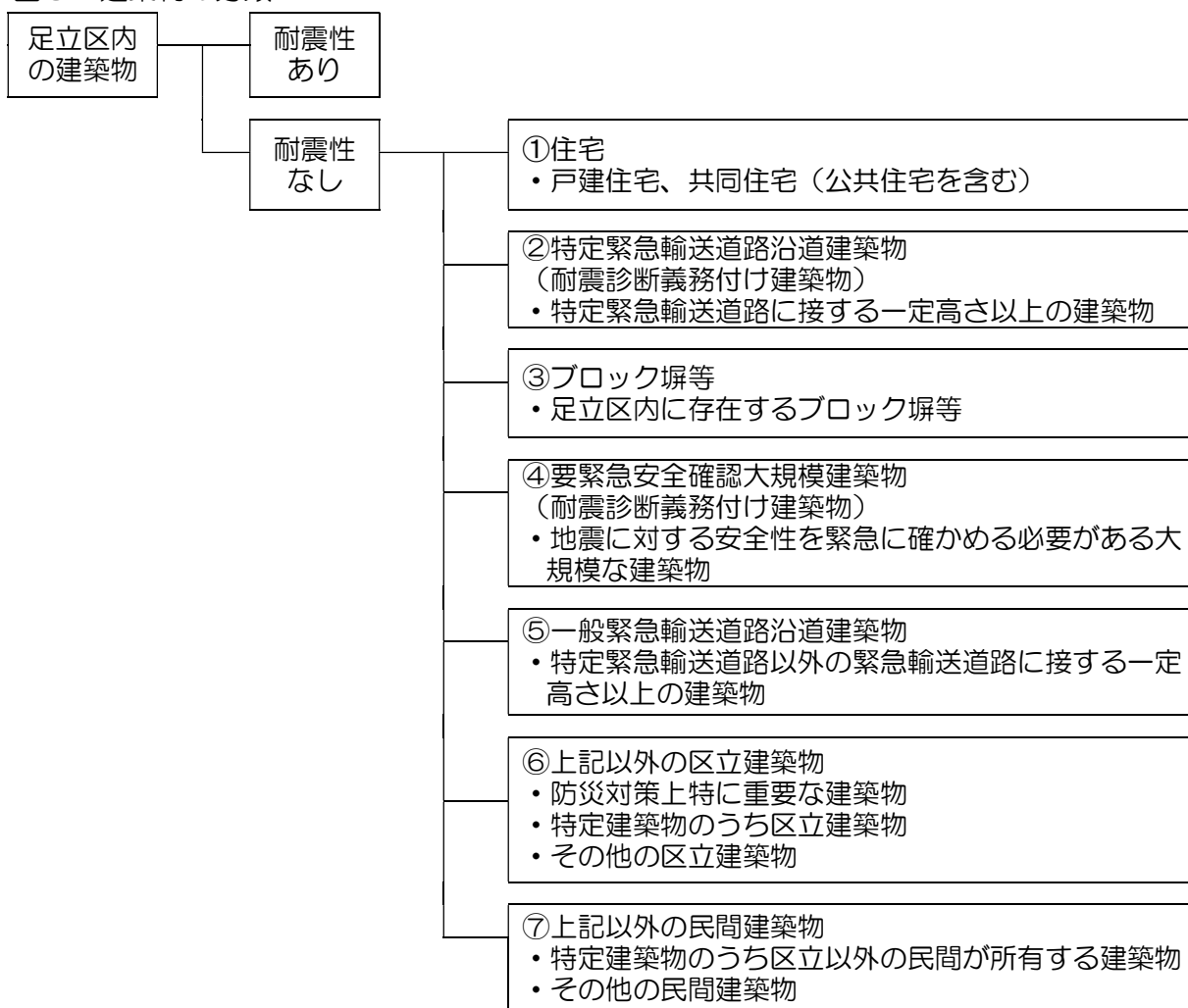
■ 住宅の耐震化、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化、ブロック塀等の安全対策が耐震改修促進計画における耐震化推進への3つの課題となっている。

国が掲げている耐震化率の目標の達成は、全国的に困難な状況となっている。その理由としては、費用負担が大きいことや危機管理意識の低下、建物所有者が劣化の進んだ建物に多額の費用をかける意向を持ち難いこと等が挙げられる。

これを踏まえ、より効率的かつ効果的に耐震化を促進していく必要性が高まっている。このような状況の中、平成25年施行の法改正では、図8に掲げる耐震化を促進する建築物のうち②④を耐震診断義務付け対象の建築物と位置付け、重点的に耐震診断や耐震改修の促進を図っていく方針が示された。

区では、区内の建築物を図8のように分類のうえ、次頁で課題を抽出する。

図8 建築物の分類



1 現状における耐震化の課題

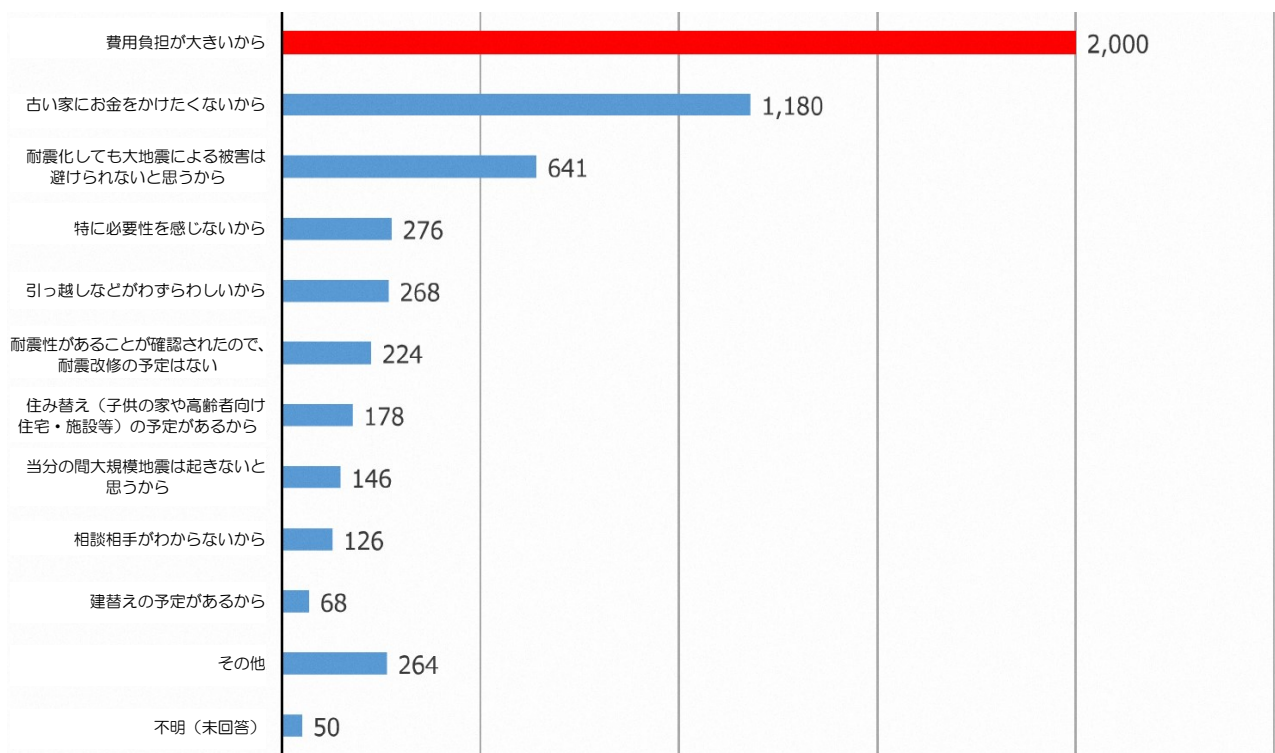
(1) 住宅の耐震化を阻む課題

■ 住宅の耐震化を阻む多額の費用負担と複雑な権利関係を抱える困難事例の残存

現時点における調査結果では、現計画での想定より耐震化が進んでいない。また、助成を拡充した特定地域内建築物の改修、除却は進んでいるが、その他の地域における耐震化の実績は伸び悩んでいる。

住宅の耐震化が伸び悩む大きな要因として、多額の費用負担と複雑な権利関係を抱える困難事例の残存が考えられ、これらを解決していく必要がある。また、これまでの継続的な取り組みにより、住宅の耐震化に対する危機感や意欲のある方の多くが実施済みとなっているものと思われるため、耐震化が飛躍的に進む可能性は低いものと考えられる。

図9 住宅の耐震化に関するアンケート調査



出典：国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室「住宅の耐震化に関するアンケート調査」（令和元年10月～11月実施）

第3章 課題

1 現状における耐震化の課題

(2) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を阻む課題

- 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を阻むマンション居住者の合意形成と工事中の営業継続の困難さ

緊急時の避難や物資輸送等の主要動線となる特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率は令和2年6月時点で50.77%となっている。

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けては、マンションにおける耐震改修工事実施に対する合意形成や店舗等を営業しながらの耐震改修工事の困難さ等が実施を阻む要因となっている。



緊急輸送道路沿道建築物と同規模の建築物における耐震改修事例

(3) ブロック塀等の安全対策に向けた課題

- ブロック塀等の安全対策に向けたアドバイザー派遣制度のPR

アドバイザー派遣制度については、これまで広報やホームページ等で情報提供やPRを行ってきた。目視調査の結果、要詳細調査や経過観察と判定された約3,900件については、令和元年に所有者等へアドバイザー派遣制度等の案内を送付しているが、アドバイザー派遣を実施できたのは約180件（令和元年度末現在）にとどまっている。

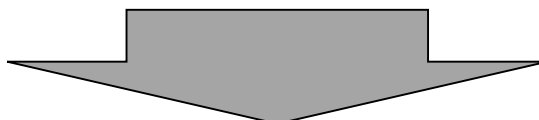
今後15年間で必要とされる対象全てに実施するとした場合、1年あたり250件の実施が必要であるが、これまでの状況をみると極めて厳しいと言わざるを得ない。



アドバイザー派遣制度を活用した詳細調査の様子

【分類別の建築物の現状整理】

分類別の建築物	現状
①住宅	未だ耐震性が不十分なものが多く、首都直下型地震で最も甚大な被害が想定される点が <u>大きな問題となっている</u> 。
②特定緊急輸送道路沿道建築物	耐震診断義務付け対象であるにも関わらず未だ耐震性が不十分なものが多く、円滑な避難や救急・消火活動、緊急支援物資等の輸送、復旧・復興活動等を実現するための環境整備が <u>大きな問題となっている</u> 。
③ブロック塀等	平成30年に新たに対象に加えられたばかりであるため対策が不十分であり、円滑な避難や救急・消火活動、緊急支援物資等の輸送、復旧・復興活動等を妨げる可能性があるため、 <u>大きな問題となっている</u> 。
④要緊急安全確認大規模建築物	ほぼ耐震化率の目標を満たしているため、従前の施策を継続することにより耐震化率100%を目指す。
⑤一般緊急輸送道路沿道建築物	法的に耐震診断が義務付けられていないため、個々の進捗状況が把握できないことから、東京都と意見交換を行ないながら、耐震化施策の再構築をはかっていく。
⑥上記以外の区立建築物	ほぼ耐震化率の目標を満たしているため、従前の施策を継続することにより耐震化率100%を目指す。
⑦上記以外の民間建築物	ほぼ耐震化率の目標を満たしているため、従前の施策を継続することにより耐震化率100%を目指す。



◆上記を踏まえ、「①住宅の耐震化」「②特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化」「③ブロック塀等の安全対策」の3つを、現状を踏まえた足立区の耐震化の最優先課題と位置付け、検討を進める。

- 1 目指すべき姿
- 2 基本目標

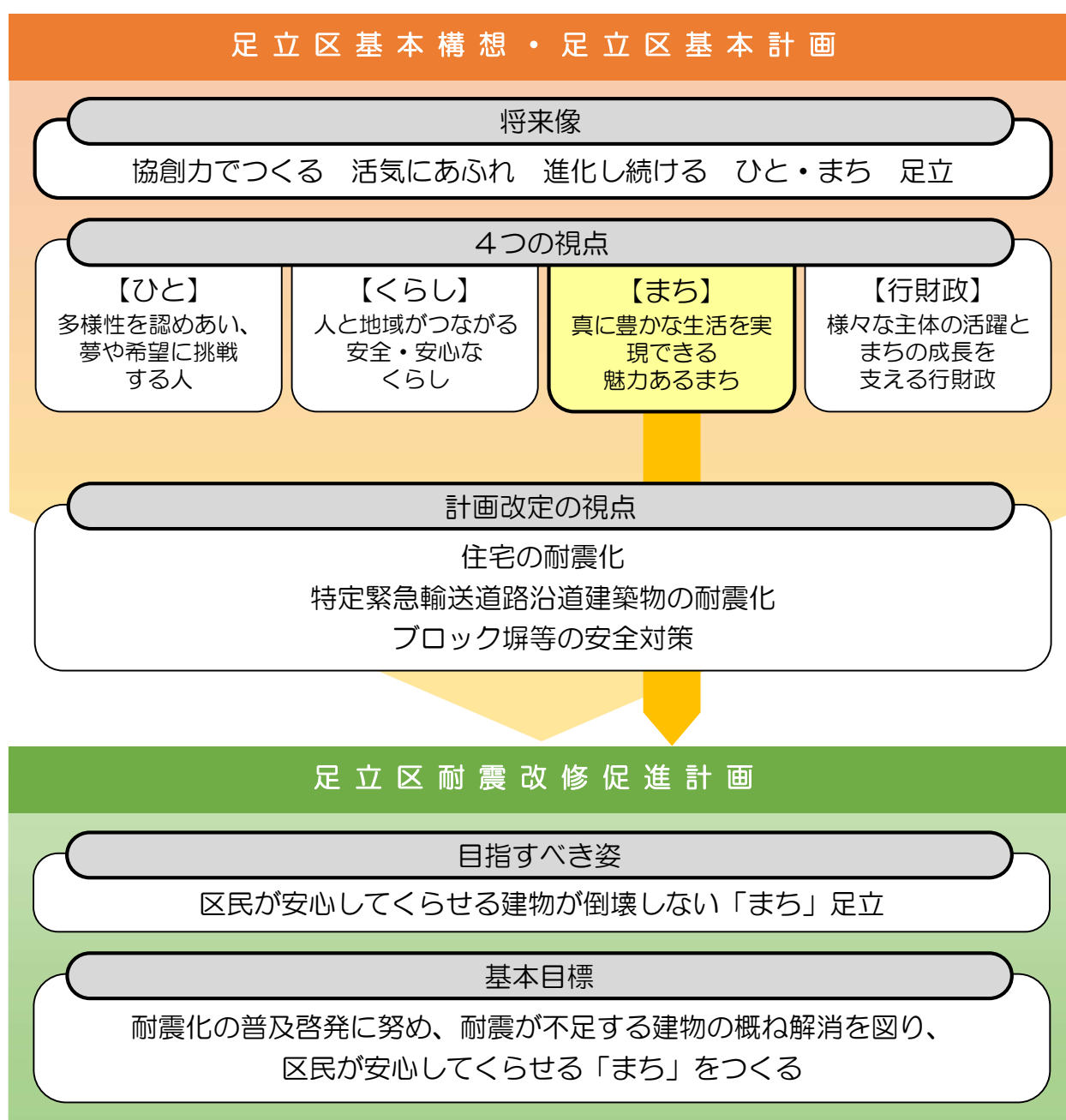
第4章 耐震化に向けた方針

1 目指すべき姿

現状と課題を踏まえ、今回の改定により目指すべき姿を新たに『区民が安心してくらする建物が倒壊しない「まち」足立』と定める。

2 基本目標

目指すべき姿を踏まえ、基本目標を『耐震化の普及啓発に努め、耐震性が不足する建物の概ね解消を図り、区民が安心してくらする「まち」をつくる』とする。



(1) 計画の体系

施策・取組の全体像



第4章 耐震化に向けた方針

2 基本目標

施策						
震災に強いまちづくりの推進						
施策内容					該当頁	
活動指標						
(ア)	個別相談会の開催					P.25
	【活動指標①】 個別相談会開催回数（参加人数）					
	R3	R4	R5	R6	R7	
	44回/年(80人)	44回/年(80人)	44回/年(80人)	44回/年(80人)	44回/年(80人)	
(イ)	耐震改修工事の支援策による耐震化の促進					P.26
	【活動指標②】 耐震改修工事助成申請件数					
	R3	R4	R5	R6	R7	
	305件/年	305件/年	305件/年	310件/年	310件/年	
(ア)	耐震性の無い建物所有者への普及啓発					P.28
	【活動指標①】 該当する建物所有者へのダイレクトメール発送件数					
	R3	R4	R5	R6	R7	
	26件/年	23件/年	21件/年	18件/年	16件/年	
(イ)	区間到達率95%未満の区間への重点的普及啓発					P.28
	【活動指標②】 区間到達率95%未満の区間に所在する建物所有者へのダイレクトメール発送件数					
	R3	R4	R5	R6	R7	
	6件/年	6件/年	5件/年	5件/年	4件/年	
(ウ)	東京都のアドバイザー派遣制度の普及啓発					P.28
	【活動指標③】 東京都の耐震化アドバイザー派遣制度の活用					
	R3	R4	R5	R6	R7	
	随時	→	→	→	→	
(ア)	アドバイザー派遣制度の普及啓発					P.30
	【活動指標①】 要詳細調査と判定された全戸に民間事業機関と協働による戸別訪問					
	R3	R4	R5	R6	R7	
	準備・検討	440件/年	440件/年	440件/年	440件/年	
(イ)	ブロック塀関連制度の普及啓発					P.30
	【活動指標②】 SNS発信、広報、イベント等でのPR活動					
	R3	R4	R5	R6	R7	
	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	

第5章 目標と施策

重点的に取り組むべき施策

区は、「住宅の耐震化の促進」「特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進」「ブロック塀等の安全対策の促進」を重点的に取り組むべき「計画の柱」として設定し、耐震化の促進に積極的に取り組むものとする。

1 住宅に関する耐震化の目標と施策

(1) 目標

- 住宅の耐震化率については、令和2年現在 91.4%を令和7年に 95%、令和12年には耐震性を有しない住宅のおおむね解消を目標とする。また、2000年基準での住宅の耐震化率については、令和2年現在 88.8%となっており、令和17年には耐震性を有しない住宅のおおむね解消を目標とする。

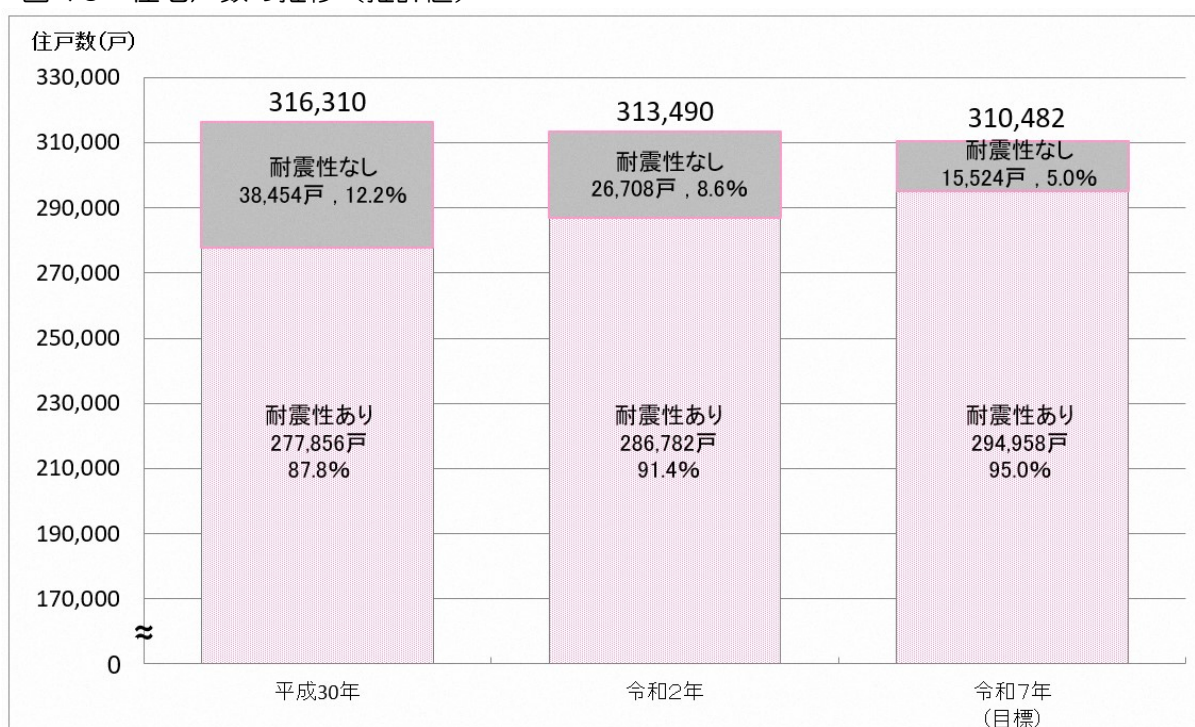
建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号。以下「国の基本方針」という。）および都促進計画等を踏まえ、住宅については、令和7年に耐震化率を95%、令和12年には耐震性を有しない住宅のおおむね解消を目標とする。

表8 住宅の耐震化の現状と目標(令和7年の推計値)

(単位:戸、%)

住宅	総数 A	昭和56年 以降の住宅 B	昭和55年以前の住宅			耐震性 あり F=B+D	耐震化率 (%) F/A
			C	耐震性あり D	耐震性なし E=C-D		
現状	313,490	248,026	65,464	38,756	26,708	286,782	91.4%
目標値	310,482	256,130	54,352	38,828	15,524	294,958	95%

図10 住宅戸数の推移(推計値)



第5章 目標と施策

1 住宅に関する耐震化の目標と施策

(2) 施策

【施策指標】

指標名	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
成果指標	92.6%	93.2%	93.8%	94.4%	95.0%
耐震化率					
活動指標①	44回/年 (80人)	44回/年 (80人)	44回/年 (80人)	44回/年 (80人)	44回/年 (80人)
個別相談会開催回数 (参加人数)					
活動指標②	305件/ 年	305件/ 年	305件/ 年	310件/ 年	310件/ 年
耐震改修工事助成 申請件数					

ア 住宅の耐震化を促進するための意識啓発

住宅の耐震化を促進するため、木造住宅の耐震診断・改修に関する説明会及び相談会の開催、各イベントにおけるPR活動等を実施し、区内全域での耐震化を促進していく。また住宅リフォーム等に関する助成事業やまちづくり事業等とも十分に連携を行う。

(ア) 困難事例は、区内事業者と実施する出張相談会、区民まつりなど各イベントでの個別相談会を通じて、区民法律相談に繋いでいく(活動指標①)。

(イ) 耐震化助成制度の見直しの検討を行うとともに、情報発信や啓発活動等の強化により広報やSNSを活用して、令和7年度までに住宅の耐震化率95%を目指す。



木造住宅の耐震診断・改修に関する説明会の様子

イ 住宅の耐震診断・耐震改修の促進

耐震改修促進法においては、旧耐震基準の住宅についても耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うように努めるものとされている。

- (ア) 足立区全域を対象に、住宅（木造・非木造）について、耐震診断・耐震改修の支援策により耐震化を促進する（活動指標②）。
- (イ) 時限的に行っている地域危険度の高い木造密集地域などへの助成金の拡充について延伸、「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム※」の策定を検討するなど、更なる耐震化を継続して進めていく。
- (ウ) 足立区全域を対象に、2000年基準より前に建築された新耐震基準の木造住宅について、耐震診断・耐震改修の支援策により耐震化を促進する

※ 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

住宅耐震化緊急促進アクションプログラムは住宅（マンションは除く）の耐震化を緊急的に促進するためのプログラムである。社会資本整備総合交付金交付要綱において、地方公共団体は耐震改修促進計画に本プログラムを位置付けることが出来るものとされており、下記の事項を定めることとされている。

- ・ 戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取り組み
- ・ 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取り組み
- ・ 改修事業者等の技術力向上を図る取り組み
- ・ 住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取り組み
- ・ 耐震化の必要性に係る普及、啓発等の耐震化を促進するための取り組み
- ・ 住宅耐震化に係る支援目標、取組実績に関する自己評価

また、上記各取り組みの進捗状況を把握、検証、公表を行ない、対策を進めるものとされている。

2 特定緊急輸送道路沿道建築物に関する耐震化の目標と施策

(1) 目標

■ 特定緊急輸送道路沿道建築物については、令和7年度末までに総合到達率99%、かつ、区間到達率95%未満の解消を目標とする。

「国の基本方針」および都促進計画における地震発生時に閉塞を防ぐべき道路の沿道建築物の耐震化に関する考え方等を踏まえ、特定緊急輸送道路沿道の特定の建築物については、令和7年度末までに総合到達率99%、かつ、区間到達率95%未満の解消、令和17年度末までに総合到達率100%を目指す。

※特定緊急輸送道路の目標設定について

令和2年3月に一部改定された都促進計画では、特定緊急輸送道路全体を捉えた評価指標として、新たに総合到達率及び区間到達率を導入し、シミュレーションにより算出したもので目標を設定することとした。

本計画においても、上位計画である都促進計画の考え方に倣い目標設定を行う。

(2) 施策

【施策指標】

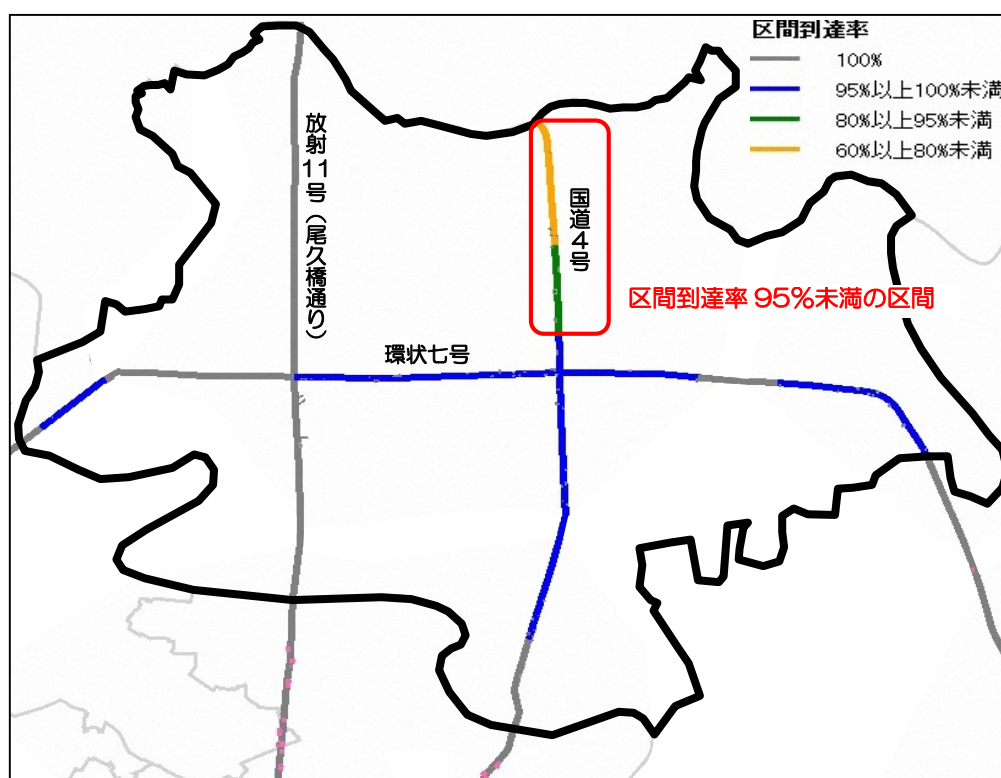
指標名	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
成果指標					
総合到達率・区間到達率 助成制度への申請件数	3件/年	3件/年	3件/年	3件/年	3件/年 総合到達率99% 区間到達率95% 未満の解消
活動指標①					
該当する建物所有者への ダイレクトメール発送件数	26件/年	23件/年	21件/年	18件/年	16件/年
活動指標②					
区間到達率95%未満の 区間に所在する建物所有者への ダイレクトメール発送件数	6件/年	6件/年	5件/年	5件/年	4件/年
活動指標③					
東京都の耐震化アドバイザー 派遣制度の活用	随時	→	→	→	→

※特定緊急輸送道路沿道の対象建築物は65棟あり、そのうち耐震化されていない建築物は32棟ある。耐震化されていない建築物のうち、区間到達率95%未満の区間に所在する建築物は6棟となっている。

ア 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震診断・耐震改修の促進

- (ア) 指定した道路の沿道に接する耐震化されていない特定の建築物（32 棟）については、所有者に指導・助言を積極的に実施すると共に、公益的な観点から必要な支援を行う（活動指標①）。
- (イ) 特に区間到達率 95%未満の区間に所在する特定の建築物（6 棟）については所有者にさらなる働きかけを行うことで、重点的かつ集中的に耐震化を進める（活動指標②）。

図 11 区内の特定緊急輸送道路の区間到達率



イ 所有者・管理者に対しての意識啓発・環境整備

- (ア) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を進めるためには、建物所有者等が緊急輸送道路の役割や耐震化の重要性などを認識する必要があるため、所有者等に対し啓発文書の送付等を行うことにより耐震化を強力に働きかける。
- (イ) 東京都の耐震化情報サイト（以下、「耐震ポータルサイト」という。）による情報提供や東京都の耐震化アドバイザー派遣制度を活用するなど、都や関係団体と連携し、環境整備を行っていく（活動指標③）。

第5章 目標と施策

3 ブロック塀等に関する安全対策の目標と施策

3 ブロック塀等に関する安全対策の目標と施策

(1) 目標

- ブロック塀等の安全対策については、危険個所把握のため、令和7年度末までにアドバイザー派遣の件数 550 件を目標とする。

通学路沿いのブロック塀等の目視調査を行った約 3,900 件のうち、アドバイザー派遣を実施したのは約 180 件、未実施は約 3,700 件となっている。

未実施の 3,700 件のうち、目視調査で要詳細調査と判定されたものが約 1,100 件、要経過観察は約 2,600 件である。

上記を踏まえ、危険度の高い要詳細調査と判定された 1,100 件へ、民間事業機関と協働して重点的にアドバイザーを派遣することとし、具体的な成果指標として、令和7年度までに 550 件のアドバイザー派遣を目標とする。危険なブロック塀等の解消が本来の目標であるが、まずは、危険個所把握のためアドバイザー派遣件数を成果指標とする。

要詳細調査と判定された全戸へ、地域危険度の高い地域を優先に、民間事業機関と協働による戸別訪問を行うことでアドバイザー派遣につなげていく。所有者の不在や調査の承諾が得られない場合には再度の訪問や文書を投函するなど、アフターフォローを行っていく。チェックリスト等により危険性が高いとされたブロック塀等については、カット助成制度等の活用を促し避難、救急、消火活動が可能となるように安全対策を進める。

また、通学路に限らず、危険なブロック塀等の解消に向けて、ブロック塀等のカット工事、細街路整備工事、緑化工事等に対する助成制度を活用し、安全なまちづくりを目指す。

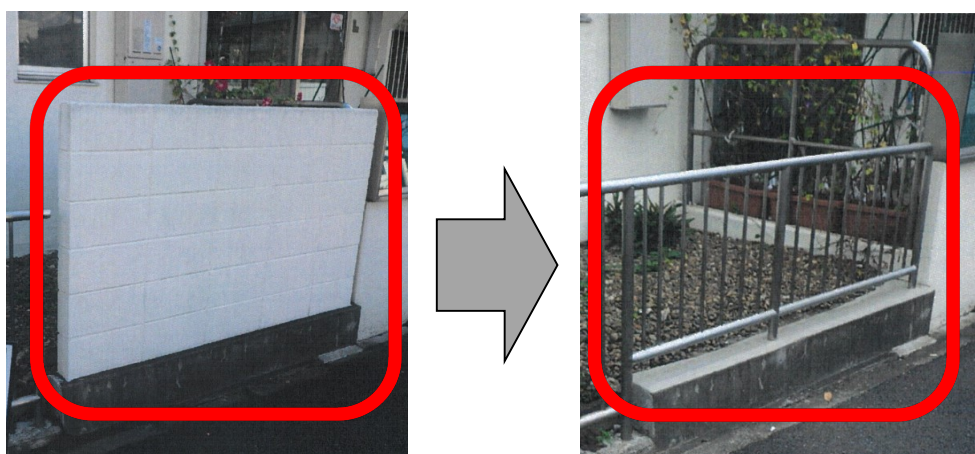
(2) 施策

【施策指標】

指標名	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
成果指標					
アドバイザー派遣制度の派遣件数	110 件/年	110 件/年	110 件/年	110 件/年	110 件/年 累計 550 件
活動指標①					
要詳細調査と判定された全戸に民間事業機関と協働による戸別訪問	準備・検討	440 件/年	440 件/年	440 件/年	440 件/年
活動指標②					
SNS 発信、広報、イベント等での PR 活動	4 回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年	4 回/年

ア ブロック塀等全般について

- (ア) ブロック塀等倒壊による危険個所の早期把握のため、アドバイザー派遣制度のチラシ配布など普及啓発を図る。要詳細調査と判定された全戸へ、地域危険度の高い地域を優先に、民間事業機関と協働による戸別訪問を行う（活動指標①）。
- (イ) 助成の対象となるブロック塀のカット工事や接道部緑化工事等について、ブロック塀関連制度の普及啓発を行い、安全対策を進める（活動指標②）。
- (ウ) 東京都の耐震ポータルサイトを案内し、ブロック塀等の倒壊による危険性や点検のチェックポイントのほか、対策の必要性等について啓発を行うなど、都や関係団体等と連携してブロック塀等の安全対策を進めていく。
- (エ) 期限を設けて助成を行っているカット工事助成について事業延伸を進める。



【工事前】

【工事後】

ブロック塀等カット工事による建て替えの事例

イ 避難路等の沿道のブロック塀等について

次に示す道路等を、ブロック塀の安全対策が必要な「避難路等*」と位置付け、施策の対象となる道路を明確化し、重点的に「避難路等*」に面するブロック塀等の倒壊防止の促進を図る。

- (ア) 東京都が定める緊急輸送道路
- (イ) 足立区緊急輸送道路障害物除去路線
- (ウ) 足立区立小学校毎に指定されている通学路
- (エ) 住宅や事業所等から避難場所までの経路となる建築基準法上の道路(4m以上)及び区管理通路

※避難路等：耐震改修促進法第6条第3項各号に基づかない道路として位置付ける。

第6章 関係団体等との連携

1 関係団体等との連携

区は、東京都や周辺自治体および建築関係団体、区民、NPO 等と適切な役割分担のもとに、連携・協力して建築物の耐震化の促進に取り組むものとする。

(1) 東京都や周辺自治体との連携

区は、本計画の目標実現のために、耐震化に関する行政施策を推進する東京都や周辺自治体、所管行政庁および特定行政庁との連携を図る。

(2) 関係団体、事業者等との連携

区は、本計画の目標実現のために、区内の建築設計者および施工業者等の組織と情報交換を密に行い、耐震診断および耐震改修等の普及・促進に取り組むものとする。

また、区内の建築設計者・施工業者等で構成する民間組織が、主体的に区の耐震化の促進に取り組むことができるように支援を行う。

(3) 区民、NPO等との連携

区民、NPO等（以下、「区民等」という。）が地域の一員として主体的に耐震化を行うためには、区民等が地域内で連携して耐震化の意識を高めることが重要である。さらに、災害時の避難や消火活動は、地域に組織された自主防災組織により自助および共助の観点から行われることが最も有効であることから、自主防災組織の構成単位である自治会や町内会との連携のもと、建築物の耐震改修の促進に取り組むことが必要である。

そのため、区は区民等に対して、相談会の開催やパンフレットの配布等により、きめ細やかに耐震化の促進を図る。

用語解説

番号	用語	解説
* 1	既存耐震不適格建築物	旧耐震基準で建てられた建築物
* 2	通行障害建築物	耐震改修促進法第 14 条第 1 項第 3 号に定める建築物。その敷地が法第 5 条第 3 項 2 号若しくは第 3 号の規定により都促進計画に記載された道路又は第 6 条第 3 項の規定により本計画に記載された道路に接する建築物をいう
* 3	特定緊急輸送道路	「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」第 7 条に基づき、特に耐震化を推進する必要がある道路として指定した道路をいう
* 4	特定建築物	耐震改修促進法第 14 条に定める特定既存耐震不適格建築物（住宅を除く）と用途・規模要件が同一であるすべての建築物を指す
* 5	特定既存耐震不適格建築物	多数の者が利用する一定規模（面積、階数）以上の建築物。例）学校（小中学校、特別支援学校等）、体育館、病院・診療所 等
* 6	要緊急安全確認大規模建築物	耐震改修促進法附則第 3 条で指定されている建築物。 ①病院、店舗、旅館など、不特定かつ多数の者が利用する建築物、②小学校や老人ホームなど、地震の際の避難を確保するうえで特に配慮を要する者が利用する建築物、③火薬類や石油類など、危険物の貯蔵場や処理場の用途に供する建築物が該当する
* 7	足立区災害対策条例第 15 条に定める重要建築物	震災時に情報伝達等の防災業務の中心となる本庁舎等の施設や震災時に被災者の一時受入施設となる学校等の施設
* 8	一般緊急輸送道路	「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」第 2 条に基づき、特定緊急輸送道路を除く、都促進計画で指定した道路をいう
* 9	総合到達率	特定緊急輸送道路全体の通行機能を評価する指標であり、区間到達率を道路全体で加重平均して算出したもの
* 10	区間到達率	交差点や中央分離帯の開口部により区分された道路の各部分をそれぞれの区間としており、その区間ごとの通行機能を評価する指標として、当該区間まで都県境入口の過半から到達できる確率をシミュレーションにより算出したもの

用語解説

番号	用語	解説
*11	新耐震基準	昭和56年6月1日以降の建築確認において適用されている構造の基準
*12	旧耐震基準	建築物の設計において地震に耐えることができる構造の基準として、昭和56年5月31日までの建築確認に適用されていた基準
*13	2000年基準	平成12年(2000年)6月1日に導入された耐震基準。木造建築物に関して、壁の配置バランスや接合部の仕様を規定するなど構造規定が明確化された。
*14	新耐震基準の木造住宅	昭和56年(1981年)6月1日から平成12年(2000年)5月31日までに工事に着手した2階建以下の在来軸組工法の木造住宅。

参考資料

資料 1	国の基本方針の概要	35
■	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針	35
一	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項	35
二	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項	39
三	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項	40
四	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項	40
五	都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項	40
資料 2	耐震改修等に関する区の助成制度の変遷と概要	46
資料 3	耐震改修促進法（抜粋 第 2 条、第 5 条～第 16 条、附則第 3 条）	55
資料 4	建築基準法（抜粋 第 10 条）	62
資料 5	特定既存耐震不適格建築物一覧表 （耐震改修促進法第 14 条、第 15 条、附則第 3 条）	63
資料 6	足立区災害対策条例（一部抜粋）	65
資料 7	想定される地震の規模・被害の状況	66
資料 8	表層地盤のゆれやすさ（東京都）	69
資料 9	足立区液状化予測図	71
資料 10	第 8 回地域危険度調査結果	73
資料 11	その他の建築物の目標と施策等について	89
資料 12	総合的な安全対策	100